

- ○日 時 令和元年6月12日(水) 15時から17時まで
- ○場 所 教育長室

○出席者

教育長中 野 健 作教育長職務代理者風呂井 敬教育委員蓑 田 繼 男教育委員黒羽子 ひとみ教育委員早 川 雅 子

○関係者

教育次長深水俊彦教育総務課長牧口充文学校教育課長安藤晋哉生涯学習課長穗園正幸教育総務課課長補佐柿内徹教育総務課管理係長中村あけみ

○議事日程

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告

4 議事

- (1) 議案第6号 鹿屋市立学校施設使用料条例の一部改正について
- (2) 議案第7号 鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について
- (3) 議案第8号 鹿屋市公民館条例の一部改正について
- (4) 議案第9号 鹿屋市学習等供用施設条例の一部改正について
- (5) 議案第10号 鹿屋市高隈地区交流促進センター条例の一部改正について
- (6) 議案第11号 鹿屋市校区公民館条例の一部改正について
- (7) 議案第12号 鹿屋市輝北コミュニティセンター条例の一部改正について
- (8) 議案第13号 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例の一部改正について
- (9) 議案第14号 鹿屋市文化会館条例の一部改正について
- (10) 議案第15号 鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (11) 議案第16号 鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- (12) 議案第17号 鹿屋市指定文化財「諏訪両神社の古木」(もみの木)の一部解 除について

5 報告

- (1) 鹿屋市教育振興基本計画の策定について
- (2) 鹿屋市生涯学習基本構想の策定について
- (3) 高須地区住民との意見交換会の実施について
- (4) 串良地区公民館のあり方について
- (5) 南部学校給食センター及び鹿屋東中学校給食調理業務等委託契約の方針について
- (6) 鹿屋市市民交流センター条例の一部改正について
- (7) 鹿屋市中学生海外研修事業実施要領の一部改正について
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

○議決事項

議案番号	件名	審議の状況	採決次第
議案第6号	鹿屋市立学校施設使用料条例の一部改正 について	特記事項なし	原案可決
議案第7号	鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規 則の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第8号	鹿屋市公民館条例の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第9号	鹿屋市学習等供用施設条例の一部改正に ついて	特記事項なし	原案可決
議案第10号	鹿屋市高隈地区交流促進センター条例の 一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第11号	鹿屋市校区公民館条例の一部改正につい て	特記事項なし	原案可決
議案第12号	鹿屋市輝北コミュニティセンター条例の 一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第13号	鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会 館条例の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第14号	鹿屋市文化会館条例の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第15号	鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱につ いて	特記事項なし	原案可決
議案第16号	鹿屋市立学校給食センター運営委員会委 員の委嘱について	特記事項なし	原案可決
議案第17号	鹿屋市指定文化財「諏訪両神社の古木」 (もみの木)の一部解除について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

○戦事女日			
1	開会		
教育長	早いもので6月を迎えた。生涯学習のあり方や教育委員会全体の計		
	画についての執りかかりが重要な時期にきたと感じている。各学校に		
	おいては梅雨時期に入り、大雨に対する安全面に気を配っていきたい。		
	今年度は、前半に学校訪問を実施した。各学校とも、順調に進んでい		
	ると思われた。		
2	前回の議事録の承認		
_			
教育長	異議無く承認		
NAX.	→ 大田文 /// / / / / / / / / / / / / / / / / /		
3	教育長及び委員の報告		
	秋月戊久∪安貞♡ 和日		
教育長	報告なく承認		
教育文	「		
4	議事		
4 教育長	議案第6号から議案第14号は、消費税増税に伴い条例に一貫してい		
秋月文 			
	る部分を一括して説明し、それ以外の説明を各課に依頼する。		
华 本	業安等 C 見みと 業安等14月 た巡典税 晩税 に似る 収入について、採1		
教育総務課長	議案第6号から議案第14号を消費税増税に伴う料金について一括し		
	て説明。		
	(1) 苯安英(日) 南昌士士兴林长凯住田州各周の 如此工(こ) 、 て		
	(1) 議案第6号 鹿屋市立学校施設使用料条例の一部改正について		
	(2) 議案第7号 鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改		
	正について		
₩ <u>₩</u> ₩₩₩₩	//☆小/ レ~ 甘・ ス ケ ≒☆ 山口		
教育総務課長	資料に基づき説明		
₩. 	アカール 1 トット 1 1-2 円光 1 1-3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
教育長	原案可決とすることに異議はないか。		
	(H* b 1 1 o 7 -)		
	(異議なしとの発言)		

教育長	異議がないので、議案第6号、7号は、原案可決とする。		
	(3) 議案第8号 鹿屋市公民館条例の一部改正について		
	(4) 議案第9号 鹿屋市学習等供用施設条例の一部改正について		
	(5) 議案第10号 鹿屋市高隈地区交流促進センター条例の一部改正に		

ついて

- (7) 議案第12号 鹿屋市輝北コミュニティセンター条例の一部改正に ついて
- (8) 議案第13号 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例の一 部改正について
- (9) 議案第14号 鹿屋市文化会館条例の一部改正について

生涯学習課長

資料に基づき説明

教育長

鹿屋市の方針として市全体の可視観や基本方針の見直しについての 報告である。

蓑田委員

高須学習センターは、2%の増税の割に利用料金の額が高いように 感じる。価格設定について聞きたい。

生涯学習課長

公民館や学習センターは類似施設である。これまでは市町村合併前の料金設定であり、施設によって差があることから今回の改正の機会に見直しと調整をした。部屋の面積から徴収料金を算定している。

教育次長

社会教育施設には複数の条例がある。合併に伴い施設を設置するために、農林水産省事業の補助利用や、さまざまな補助事業を使用する関係で、適応可能な補助事業によって条例が定められるため、社会教育施設関係の条例が一本化されていない現状がある。社会教育施設の条例を大きく分類すると、公民館、学習センター、輝北は校区公民館の条例がある。それ以外は、補助事業を利用するために単独で作らなければならない条例があった。

高須地区学習センターでいうと、5つの学習センターを東ねた条例がある。学習センターというカテゴリーではあるが、各学習センターの集会室や講座室の料金設定が統一されていなかったため、市民が使用する利便性を考えて、条例が類似している施設の料金を統一する。

蓑田委員

増税の2%を含めて、全体的に見直しをしたということでよいか。

教育次長

はい。

黒羽子委員

吾平振興会館の使用料が他の施設に比べて高いように感じるが、定められているということなのか。

教育次長

社会教育法で利用制限があるが、振興会館は使用目的の幅を持ち、コミュニティー機能を目的とした施設であり、民間レベルの貸館事業がある関係で、他の施設よりも比較的高い価格設定になっている。

教育長

社会教育法では、学習機能を含めた利用目的のみを使用許可しており、政治的目的や、商売に係る理由、宗教の目的での使用は許可していない。コミュニティー機能を持つ振興会館は、経済の活性化の設置を目的とした理由から、使用料をこのように設定している。

黒羽子委員

時間区分によって料金が違う理由を知りたい。近隣の市町に合わせたということか。

教育次長

一般的な利用頻度による時間帯で価格設定をしている。

早川委員

区分を変えたことによって収益に変化があるのか。

教育次長

年間の施設利用料は、320万円程度である。公民館利用の公的な団体の利用は、減免や無料で今後も継続していく。料金徴収している民間団体には、今回の改正の影響はあるだろう。

生涯学習課長

市民講座で利用している場合は、市の主催であるため、改めて使用料金徴収をすることはない。同好会として使用登録した場合には、月3回までは使用料を徴収せず、4回目以降は使用料を徴収している。

教育長

原案可決とすることに異議はないか。

(異議なしとの発言)

教育長

異議がないので、議案第8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号は、原案可決とする。

(10) 議案第15号 鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について

生涯学習課長

資料に基づき説明

教育長

原案可決とすることに異議はないか。

(異議なしとの発言)

教育長

異議がないので、議案第15号は、原案可決とする。

学校教育課長

資料に基づき説明

蓑田委員

南部給食センターの運営委員は、前年度から継続される委員は2名のみということだが、運営に支障はないのか。

学校教育課長

当運営委員会では予算決算等の審議はもとより、給食の企画・運営・ 給食費、物資や事業者について協議していくことになっている。なお、 前任者からの引継ぎがしっかりされているため支障はないと考える。

教育長

原案可決とすることに異議はないか。

(異議なしとの発言)

教育長

異議がないので、議案第16号は、原案可決とする。

(12) 議案第17号 鹿屋市指定文化財「諏訪両神社の古木」(もみの 木)の一部解除について

生涯学習課長

資料に基づき説明

風呂井委員

指定文化財に指定された、天然記念物の維持管理義務について聞きたい。天然記念物の指定管理の維持には管理方法の制約があり、管理者は大変な労力がいるようだ。 鹿屋市は天然記念物が豊富であることから、樹木医よる定期的な診断の依頼を考慮するなど教育委員会からの助言はないのか。 文化財に指定された後の支援体制も必要ではないのか。

生涯学習課長

維持管理は、基本的に所有者に依頼しており、補助や改修などの申出がある際は、鹿屋市が管理にかかる部分の2分の1を補助している。現在、樹木医による定期巡回は行っていないが、判断をあおぐような樹木については、所有者の判断で樹木医に診断をお願いしている。指定文化財の支援については、例を挙げると高隈地区では史談会があり、そちら

	の方々が文化財周辺を清掃などされている。文化財センターと連携を とり、維持管理の方法を検討していけるようにしたい。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。
	(異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第17号は、原案可決とする。
5	報告
	(1) 鹿屋市教育振興基本計画の策定について
教育総務課長	資料に基づき説明
	(2) 鹿屋市生涯学習基本構想の策定について
生涯学習課長	資料に基づき説明
風呂井委員	構想期間は6年間となっているが、教育大綱や教育振興基本計画は5年間とあり、1年間のずれがあるが、他の計画とあわせて期間を統一させた方がいいのでは。
生涯学習課長	第2次鹿屋市総合計画は、昨年策定されて6年間のサイクルで行い、 参酌していくということである。以前は10年間のサイクルで行ったが、 時代背景の変化に伴い、現在は6年間のサイクルとしたい。
教育長	鹿屋市総合計画は、2019年から2024年までの6年間であるが、教育大綱、教育振興計画は2024年度までの5年間としていることに対してはどうか。
教育次長	総合計画は、2019年から2024年度の6年間のサイクルをベースにしている。教育振興計画で国・県は5年間、教育分野は5年間のサイクルであり、総合計画と足並みを揃えるなら6年間となるが、ニュアンスの捕らえ方が混在しているのが実態である。国、県とずらしながら計画を策定している。
生涯学習課長	生涯学習基本構想の構想期間を、教育大綱と教育振興計画の5年計画で統一する方向で検討する。

蓑田委員

超高齢化社会、人工知能進展、外国人労働者の急増から、5年でも先 を読めない進展が出てくるのではないか。計画の期間は短くする方向 が良いかと思う。

教育長

教育大綱が土台と考えるなら、整合性がでるように調整をするということでお願いしたい。

(3) 高須地区住民との意見交換会の実施について

教育総務課長

資料に基づき説明

(4) 串良地区公民館のあり方について

生涯学習課長

資料に基づき説明

風呂井委員

公民館使用料の改正について説明があったが、ふれあいセンターについてはどうなのか。

生涯学習課長

串良公民館の一部利用者がふれあいセンターを活用しているが、ふれあいセンターを使用した場合は、串良公民館を使用したという名目で使用料を算定している。ふれあいセンターの条例だとスポーツ合宿や、シャワー使用で幅広く使用可能であるが、社会教育法だと使用目的の範囲が狭くなるため、関係課と協議して今後、市民に使いやすい条例を策定していただきたい。

教育長

串良公民館は、規模が移ることから本年度の利用はできないのか。

生涯学習課長

本年度の利用は可能であるが、条例を定め令和2年度からは完全に 移行するため利用不可となる。

(5) 南部学校給食センター及び鹿屋東中学校給食調理業務等委託契約 の方針について

学校教育課

資料に基づき説明

(6) 鹿屋市市民交流センター条例の一部改正について

生涯学習課長

資料に基づき説明

(7) 鹿屋市中学生海外研修事業実施要領の一部改正について

学校教育課長

資料に基づき説明

風呂井委員

改正後の補助対象者には、「鹿屋市から過去に同内容の補助を受けたことがない者」とあるがどういうことか。

学校教育課長

1年生の時に、海外研修に参加した生徒が進級してから、海外研修の対象になるなど、同一人物の参加が重複するのを除外する目的がある。補助対象者は、トピックトークを中学校2年生に、弁論を中学校1年生から中学校3年生までフリーにして多くの生徒が研修に参加できる仕組みとした。

早川委員

市税滞納家庭は対象外だと、貧困の連鎖とならないか。

教育次長

過去に、保護者と相談して滞納解消するように整えて、研修に参加した事例がある。相談により柔軟に対応していける体制ではある。

黒羽子委員

中学校の弁論大会参加人数とレベルを知りたい。また、参加義務があるのか。大会出場に対しての指導を生徒は、学校と塾のどちらで受けているのか。

学校教育課長

前年度は、スキットに2名、弁論に1名、暗唱に1名で最大計4名参加できるようになっており、各学校4名で合計48名の参加であった。出場の参加義務はなく、弁論大会を辞退する学校もあった。

出場する生徒の指導は、学校で英語教諭がALTを交えて指導している。また、英語検定を受験する時など英語指導に特に力を入れている。

教育長

講評の先生が、英語教育に精通する第一人者であり、毎年審査委員長をされている。その先生によると、高レベルの評価を得ている。しかしながら、県大会優勝までに至っていないため結果としてはまだなのかもしれないが、全体的なレベルは高い方だと思う。

早川委員

鹿屋市教育委員会が指定する海外研修プログラムについての内容と、過去の研修地について知りたい。研修に参加した生徒の進路はどうか。

学校教育課長	専門の旅行業者と予算内で計画を立て、派遣期間と場所を想定した プログラムに参加できる生徒を派遣している。昨年度は、田崎中学校と 鹿屋東中学校の生徒がアメリカのシアトルに研修に行き、ホストファ ミリーとの交流活動を行った。往復の日数を除いた4日間は、英語の授 業に参加するプログラムである。観光と学びの部分を織り交ぜた研修 内容である。
教育長	現段階では、進路については把握していないため、把握していくことが大切だ。3年前には、花岡中学校の生徒が受験と重なり、個別に研修 プログラムを検討し実施した経緯がある。
6	動議の討論
教育長	発言がないので、動議はないものとする。
7	その他
教育総務課長	鹿屋女子高等学校活性化推進委員会について 資料に基づき説明
教育長	次回の定例教育委員会は、令和元年7月4日(木)15時00分から鹿屋 看護専門学校で行う。
8	閉会
教育長	以上をもって6月定例教育委員会を閉会する。 以上